

[別紙1]

鳥取県新たな起業・創業人材移住強化補助金 の事務手続きについて

※本事業は、市町村の間接補助事業となるため、事業実施主体においては、支援の有無、手続き等を各市町村担当課にご確認ください。

1. 事業実施主体から市町村へ申請

2. 市町村から県へ交付申請【事業開始の20日前まで】

※4月1日を補助対象とする場合は4月10日まで。

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 県から市町村へ交付決定通知【交付申請受理日から20日以内】

4. 市町村から実施事業主体へ交付決定、事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

事業実施主体は、市町村担当者へ連絡してください。

5. 事業完了、事業実施主体から市町村へ実績報告

6. 市町村から県へ実績報告書提出

【完了等から20日以内又は4月10日のいずれか早い日】

事業の完了とは：補助対象経費の支払いが完了した日

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎県から市町村への補助金の支払い

実績報告が提出され、事務調査終了後、速やかに支払いを行います。

資料提出・問い合わせ先

■ 東部地区 東部地域振興事務所東部振興課(〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176) TEL:0857-20-3663

■ 中部地区 中部総合事務所地域振興局(〒682-0802 倉吉市東巖城町2) TEL:0858-23-3298

■ 西部地区 西部総合事務所地域振興局(〒683-0054 米子市鞆町1丁目160) TEL:0859-31-9606

(その他、事業に係る問合せ)

鳥取県庁ふるさと人口政策課(〒680-8570 鳥取市東町1丁目220) TEL:0857-26-7128